

第二章 富士山火山広域防災対策

1. 避難対策

人的被害の防止は、防災対策の中でも最も重要な課題であり、的確な判断に基づく避難対策をとることが必要である。

特に火山災害においては、監視観測技術の進歩に伴い、あらかじめ噴火に繋がる前兆現象を察知できる可能性も高まってきていることから、前兆現象の段階に応じた避難の方針を確立しておくことが、迅速な避難の実施、人的被害の防止につながる。

また、火山の噴火活動は一定期間（場合によってはかなりの長期間）継続すること、その規模や様相が時間の経過とともに変化することが特徴的である。噴火後は、これらを踏まえた避難の拡大・縮小等が的確に実施できるよう方針を定めておく。

【噴火前避難】

1-1 火山情報に応じた避難の考え方

噴火前避難においては、富士山火山の活動状況に応じて混乱なく避難等の対応が実施されるよう、火山活動状況に応じて発表される火山情報に基づき避難対策をとるものとする。各火山情報に応じた避難等の対応措置、対象範囲等の考え方は、以下のとおりである。

1-1-1 避難等の実施基準とする火山情報

噴火前避難は、以下の火山情報を基準として実施する。

臨時火山情報	火山現象による災害について防災上の注意を喚起するため必要があると認める場合に発表
(注意喚起)	注意喚起の必要が示された場合
(噴火の可能性)	噴火の可能性が高まったことが示された場合
緊急火山情報	火山現象による災害から人の生命及び身体を保護するため必要があると認める場合に発表

このうち臨時火山情報については、火山活動の状況に応じてさまざまな内容のものが発表されると考えられる。参考として、「臨時火山情報（注意喚起）」及び「臨時火山情報（噴火の可能性）」とする臨時火山情報の文例を以下に示す。

《参考》富士山の臨時火山情報の文例

(1) 浅部地震活動が活発化して地殻変動が現れ始めるケース

臨時火山情報 第1号

平成〇〇年10月19日21時00分 気象庁地震火山部
火山名 富士山

* * 見出しおよび解説

富士山では、火山性地震が多くなっており、身体に感じる地震も発生し始めています。今後の火山活動に注意してください。

** 本 文 **

富士山では、本日（10月19日）18時以降、身体に感じる火山性地震が発生し始めています。

富士山では、9月中旬から火山性地震が発生し始めていますが、本日（10月19日）18時以降、身体に感じる地震が発生し始めています。震源は、南東山腹直下で深さ数km程度です。20時までに4回発生しています。

傾斜計やG.P.S観測では、地殻変動は観測されていません。

富士山では、地震活動が活発化しており、地下数kmでマグマ活動が活発化していると考えられます。今後の火山活動に注意してください。

臨時火山情報 第2号

平成〇〇年10月29日10時00分 気象庁地震火山部
火山名 富士山

富士山では、10月28日以降、地震活動が活発化し、傾斜計に変化が見られるなど、噴火の可能性が次第に高まっていると看えられますので、十分注意してください。

** 李文 **

富士山では、10月28日夜以降、さらに地震活動が活発化しており、傾斜計にわずかな変化が観測されています。

富士山では、19日以降、活発な地震活動が続いているが、本日（29日）08時45分、富士山5合目（山頂から南東約2.5km）を震源とするマグニチュード3.5の地震が発生し、静岡県○○町では、震度4を観測しました。この地震は、これまでの地震活動で、最大のものでした。この地震の後も、引き続き地震活動が続いている。震源の深さは約5kmで、この数日、変化はありません。29日未明からは、富士山5合目（山頂の南約3km）で、1時間に数回鳴動が聞かれています。

傾斜計では、10月28日夜以降、山体が膨らむわずかな地殻変動が観測されています。GPS観測では明瞭な変化はありません。気象庁では、地殻変動のデータを注意深く監視しています。

以上のように、山体がわずかに膨らむ地殻変動が観測されており、マグマの上昇が始まっている可能性が考えられ、富士山の噴火の可能性が次第に高まっていると考えられますので、十分注意してください。

※宝永噴火シナリオでは、この後、G P S でも変化が検出され、緊急火山情報を発表。

(2) 地震活動が活発化しているなか、噴気活動が現れ始めるケース

臨時火山情報 第1号

平成〇〇年10月19日21時00分 気象庁地震火山部
火山名 富士山

富士山では、本日（10月19日）18時以降、身体に感じる火山性地震が発生し始めています。

富士山では、9月中旬から火山性地震が発生し始めていますが、本日（10月19日）18時以降、身体に感じる地震が発生し始めています。震源は、南東山腹直下で深さ数km程度です。20時までに4回発生しています。

傾斜計やGPS観測では、地殻変動は観測されていません。

富士山では、地震活動が活発化しており、地下数kmでマグマ活動が活発化していると考えられます。今後の火山活動に注意してください。

臨時火山情報 第2号

平成〇〇年10月21日10時00分 気象庁地震火山部
火山名 富士山

富士山では、9月中旬から、南東山腹直下を震源とする地震活動が続いているが、本日未明、震源域の直上の富士山5合目（山頂から南東約2.5km）付近で弱い噴気活動が現れていることが確認されました。

地震活動の状況に特段の変化は観測されておらず、地殻変動観測でも、明瞭な変化は見られません。

富士山南東山腹での噴火の可能性が次第に高まっていると考えられますので、十分注意してください。

1-1-2 ゾーン区分

ハザードマップに基づき、富士山火山噴火による影響の度合いに応じて、周辺地域を第1～6次ゾーンの6種類にゾーン区分する（表1-1、図1-1）。噴火前避難対策は、噴火前に出される火山情報に基づき、このゾーン区分を目安として以下のような考え方で実施するものとする。

- ・第1次ゾーンでは、臨時火山情報（注意喚起）が発表された場合に、入山者・登山者や観光客等に立ち入りの自粛を呼びかけ、臨時火山情報（噴火の可能性）または緊急火山情報が発表された場合に、全対象者が範囲外へ避難する。
- ・第2次ゾーンでは、臨時火山情報（噴火の可能性）が発表された場合に災害時要援護者が、緊急火山情報が発表された場合に全対象者が、いずれも範囲外へ避難する。
- ・第3次ゾーンでは、臨時火山情報（噴火の可能性）が発表された場合に、災害時要援護者が範囲外へ避難する。

噴火前避難先は、災害時要援護者については、第1～4次ゾーンより外側、一般住民等については、第1～3次ゾーンより外側とする。

なお、このゾーン区分は、噴火前にその前兆現象などから噴火場所が予測できる場合、その状況に応じて境界線を見直す。また、噴火時においても、ゾーン区分が新たに判断されるまでは、噴火前ゾーン区分を用いて避難等の対応をとる。

表 1-1 富士山火山噴火による影響の度合いに応じたゾーン区分（噴火前）

ゾーン	範囲の考え方	ハザードマップに基づく噴火前設定範囲
第1次ゾーン	・ごく小規模の噴火であっても、瞬時に降下物・流下物による危険の及ぶ可能性がある。	ハザードマップにおける ・火口分布領域
第2次ゾーン	・噴火が発生すると、短時間（3時間以内）で流下物による危険の及ぶ可能性がある。	第1次ゾーンの範囲外で、ハザードマップにおいて、以下のいずれかの可能性がある範囲 ・噴石、火碎流・火碎サージが到達 ・溶岩流が3時間以内に到達 ・積雪期において、融雪型火山泥流が到達*
第3次ゾーン	・噴火が発生すると、やや時間をおいて（3時間以上24時間以内）流下物による危険の及ぶ可能性がある。	第1～2次ゾーンの範囲外で、ハザードマップにおいて、以下の可能性がある範囲 ・溶岩流が24時間以内に到達
第4次ゾーン	・想定される最大規模の噴火であれば、最終的に流下物による危険の及ぶ可能性がある。	第1～3次ゾーンの範囲外で、ハザードマップにおいて、以下の可能性がある範囲 ・溶岩流が到達（最大）
第5次ゾーン	・想定される最大規模の噴火でも、流下物による危険のおそれはないが、降下物による影響の及ぶ可能性がある。	第1～4次ゾーンの範囲外で、ハザードマップにおいて、以下の可能性がある範囲 ・火山灰が降下 (降灰堆積厚2cm以上)

*融雪型火山泥流のための噴火前避難範囲の考え方 → 次頁参照

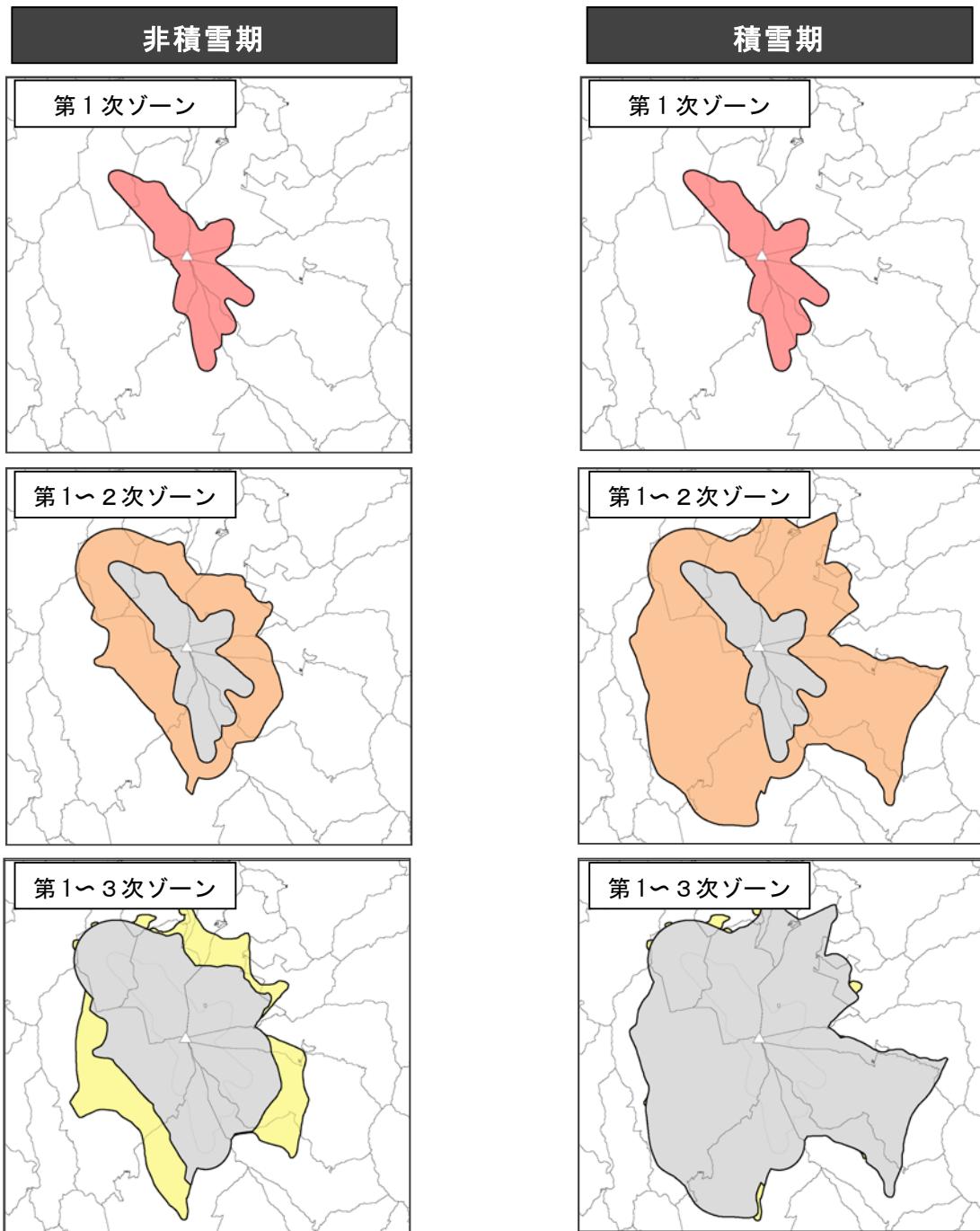


図 1-1 ハザードマップに基づく第1～3次ゾーン（噴火前）

* 融雪型火山泥流のための噴火前避難範囲の考え方

融雪型火山泥流の危険に基づく避難範囲については、ハザードマップに示されたゾーンのうち低地・谷筋などのみが危険であることから、以下のような手順で検討し対象範囲を特定する。

- 1) 各溪流の中から、積雪範囲に端を発する溪流を特定する。
- 2) 特定された溪流について、それぞれその砂防施設の能力を把握し、ハザードマップ策定時に想定された融雪型火山泥流の量と比較する。
- 3) 想定される融雪型火山泥流が砂防施設の容量を超えて溢れることが予想される場合は、その溢出量を算出して流下時の水深を推定する。
- 4) 流下時の水深が河川堤防の高さを超えて越水する地域を特定する。

1-1-3 噴火前避難範囲の設定

噴火前避難対策は、噴火前に出される火山情報に基づき、あらかじめ市町村の設定する「噴火前避難範囲」を対象として実施する（表 1-2）。このため、市町村は、第 1 ～ 3 次ゾーンの境界線を参考に、これを包含する形で、あらかじめ以下のように噴火前避難範囲を設定する（図 1-2）。

噴火前避難範囲	参考とするゾーン境界線
臨時火山情報時避難範囲	第 1 次ゾーン（噴火前）
緊急火山情報時避難範囲	第 2 次ゾーン（噴火前）
災害時要援護者避難範囲	第 3 次ゾーン（噴火前）

市町村は、これらの噴火前避難範囲の設定に際し「地域のコミュニティに応じた町内会・自治会」「町丁目などの行政界」「道路・河川などの地勢・地理」などを境界線に用い、住民等にとって分かりやすい地域区分となるよう配慮する（図 1-3）。

また、あらかじめ定めたこれらの「噴火前避難範囲」について、住民等に十分な周知を図る。

表 1-2 各局面における避難範囲別・対象別の噴火前避難対策

凡例) △ : 避難準備 ○ : 活動自粛等 ◎ : 避難

網掛け : 段階を追って事態が進展した場合、新たに避難することとなる対象者

【臨時火山情報（注意喚起）】臨時火山情報により注意喚起の必要が示された場合

対象者 噴火前避難範囲	一般 住民	災害時 要援護者	観光客、 登山者・入山者	市町村の対応
臨時火山情報時避難範囲			○	※入山自粛呼びかけ
緊急火山情報時避難範囲				
災害時要援護者避難範囲				

【臨時火山情報（噴火の可能性）】臨時火山情報により噴火の可能性が高まったことが示された場合

対象者 噴火前避難範囲	一般 住民	災害時 要援護者	観光客、 登山者・入山者	市町村の対応
臨時火山情報時避難範囲	◎	◎	◎	※避難勧告（指示）
緊急火山情報時避難範囲	△	◎	○	※避難準備（要援護者 避難）情報 ^{*注1} ※観光自粛・帰宅呼び かけ
災害時要援護者避難範囲	^{*注2} (△)	◎	○	※避難準備（要援護者 避難）情報 ^{*注1} ※観光自粛・帰宅呼び かけ

※この段階で緊急火山情報時避難範囲の家畜も移送（避難）

【緊急火山情報】緊急火山情報が発表された場合

対象者 噴火前避難範囲	一般 住民	災害時 要援護者	観光客、 登山者・入山者	市町村の対応
臨時火山情報時避難範囲	◎	◎	◎	※避難勧告（指示）
緊急火山情報時避難範囲	◎	◎	◎	※避難勧告（指示）
災害時要援護者避難範囲	△	◎	○	※避難準備（要援護者 避難）情報 ^{*注1} ※観光自粛・帰宅呼び かけ

*注 1) 「避難準備（要援護者避難）情報」とは、「集中豪雨時等における情報伝達及び高齢者等の避難支援に関する検討報告」（平成 17 年 3 月）に提案された以下の情報。その運用までは、避難準備の呼びかけを行う（これに基づき、災害時要援護者は自主的に避難を行うことが望まれる）。

	発令時の状況	住民に求める行動
避難準備（要援護者避難）情報	要援護者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況	・要援護者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難場所への避難行動を開始（避難支援者は支援行動を開始） ・上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始

*注 2) 一般住民は必要に応じて避難準備を行うことが望まれる。

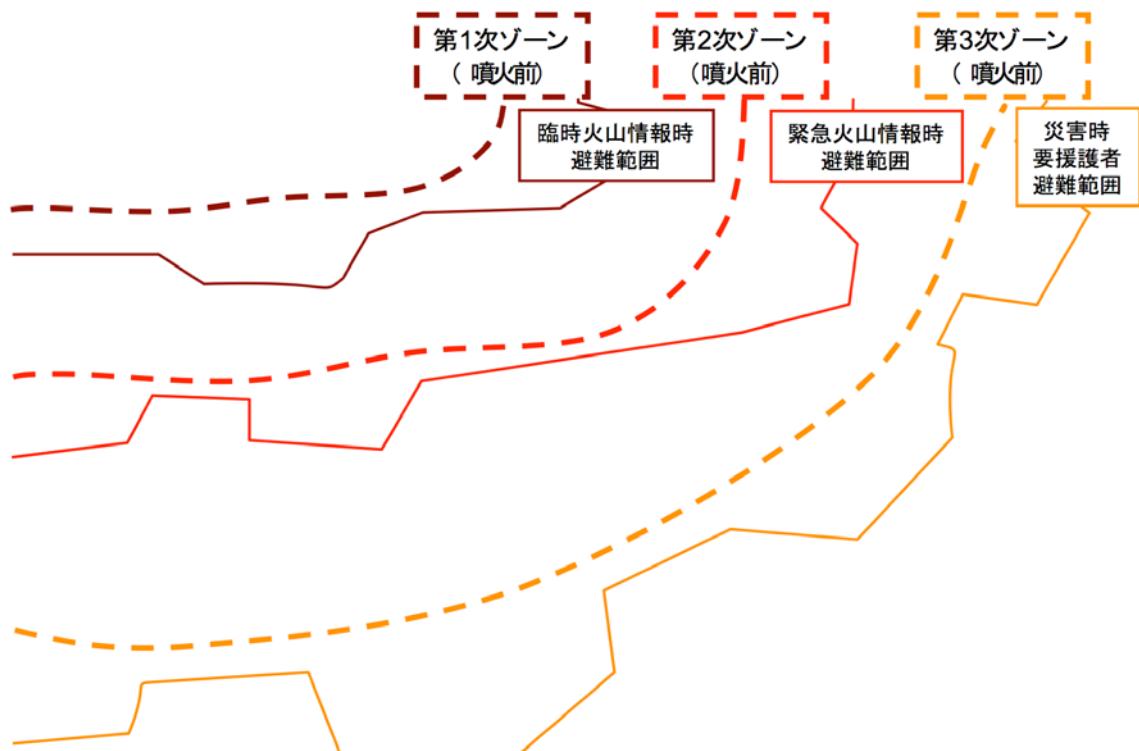


図 1-2 ゾーン区分と噴火前避難範囲

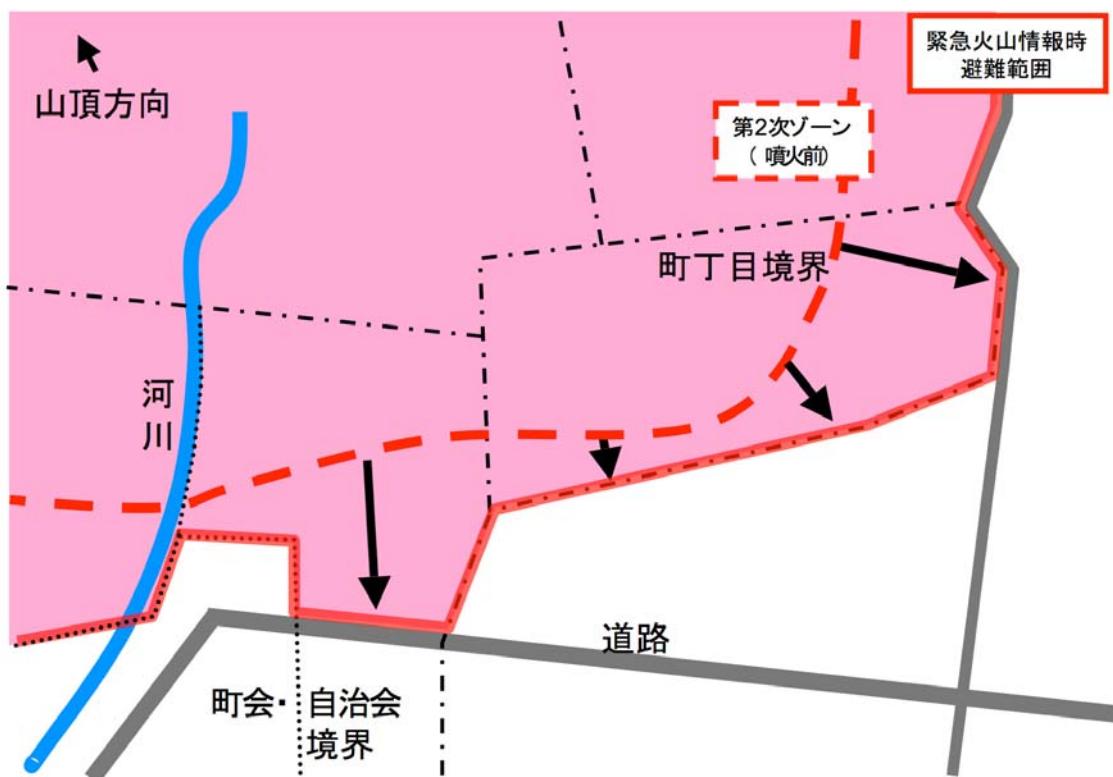


図 1-3 住民に分かりやすい噴火前避難範囲の設定

1-1-4 避難所・避難ルート等の事前設定

市町村は、自主避難者の受入れや噴火前避難のため、以下の避難所をあらかじめ設定する（図1-4）。

一時集合場所：一般住民等の噴火前避難等の避難における一時的な集合場所として設定（地区の住民に周知されている小中学校や町内会の集会施設や公民館等）。

一次避難所（一時集合場所としても兼用）：一般住民等の自主避難の受入場所、及び避難時の一時的な集合場所として、緊急火山情報時避難範囲及び災害時要援護者避難範囲の地区の避難所に設定。

避難所：一般住民等の噴火前避難等の避難先として、第3次ゾーン（噴火前）より外側に設定。

福祉避難所：在宅の災害時要援護者の自主避難の受入場所、及び噴火前避難等の避難先として、第4次ゾーン（噴火前）より外側に設定。

市町村は、災害時要援護者避難範囲の社会福祉施設、病院など、災害時要援護者を収容している施設に対し、あらかじめ第4次ゾーン（噴火前）より外側にある関係施設等と協定を結び、必要に応じた避難受入先を確保するよう指導する。また、噴火前避難を円滑に進めるため、避難者数、道路幅員、平常時の道路混雑等を勘案し、あらかじめ避難ルートを設定する。

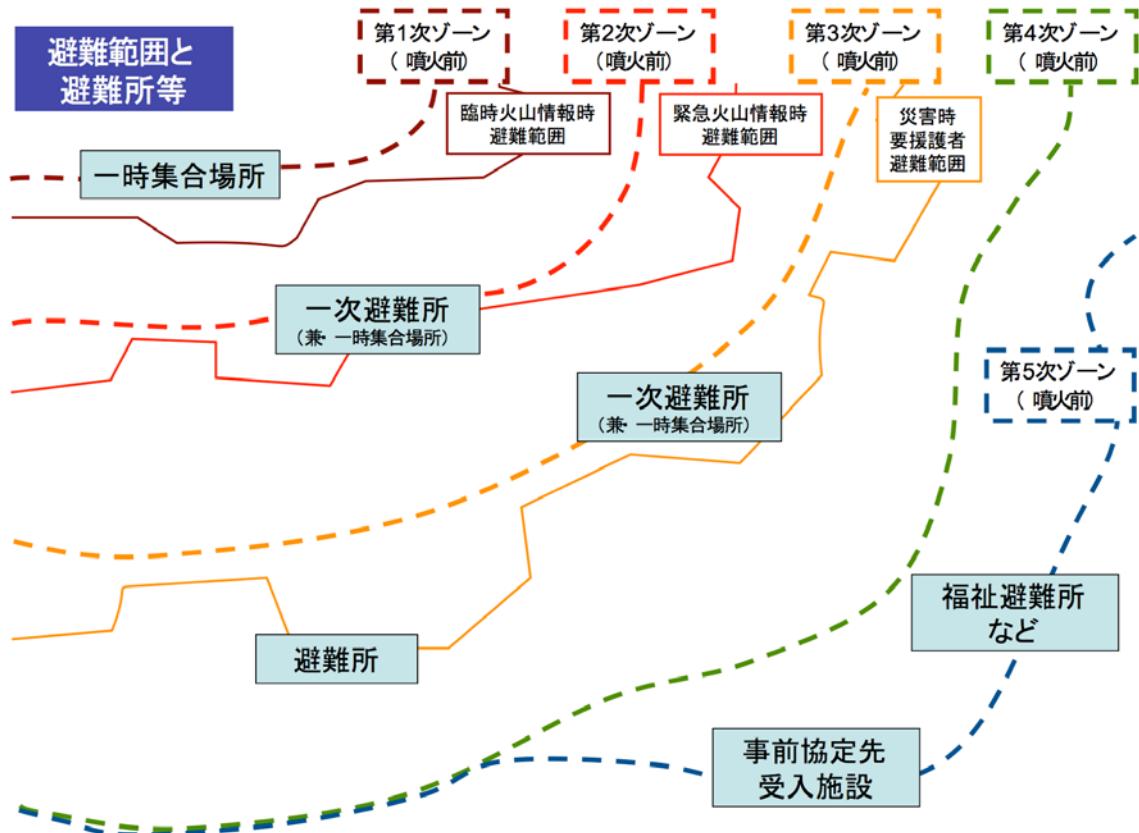


図 1-4 噴火前避難範囲と避難所等の位置関係

1-1-5 前兆現象から噴火場所がある程度絞りこめる場合の判断体制

合同現地対策本部は、前兆現象から噴火場所がある程度絞りこめる場合、火山専門家等の意見をもとにゾーン区分（噴火前）を変更し、県、市町村に伝達する。この場合のゾーン区分は、予想される噴火発生場所を基に、余裕をもって定めるものとする。

また県は、合同現地警戒本部の設置前の段階で、噴火場所をある程度絞りこめる場合、火山噴火予知連絡会やホームドクターなど火山専門家の意見を聞いた上で、上記のゾーン区分を変更する。

ゾーン区分が変更された場合、市町村は、噴火前避難範囲の変更を行う。

1-2 入山自粛の呼びかけ

1-2-1 実施基準と対象範囲

入山自粛呼びかけの実施基準及び対象地域は、以下のとおりとする。

実施基準	対象地域	市町村の対応
臨時火山情報 (注意喚起) 発表時	臨時火山情報時避難範囲	入山自粛呼びかけ

入山自粛呼びかけの対象者は、対象地域内を主たる居住地としていない一時滞在者とする。具体的には、登山者・入山者をはじめ、当該地域に観光などの目的で立ちに入る人を対象とする。

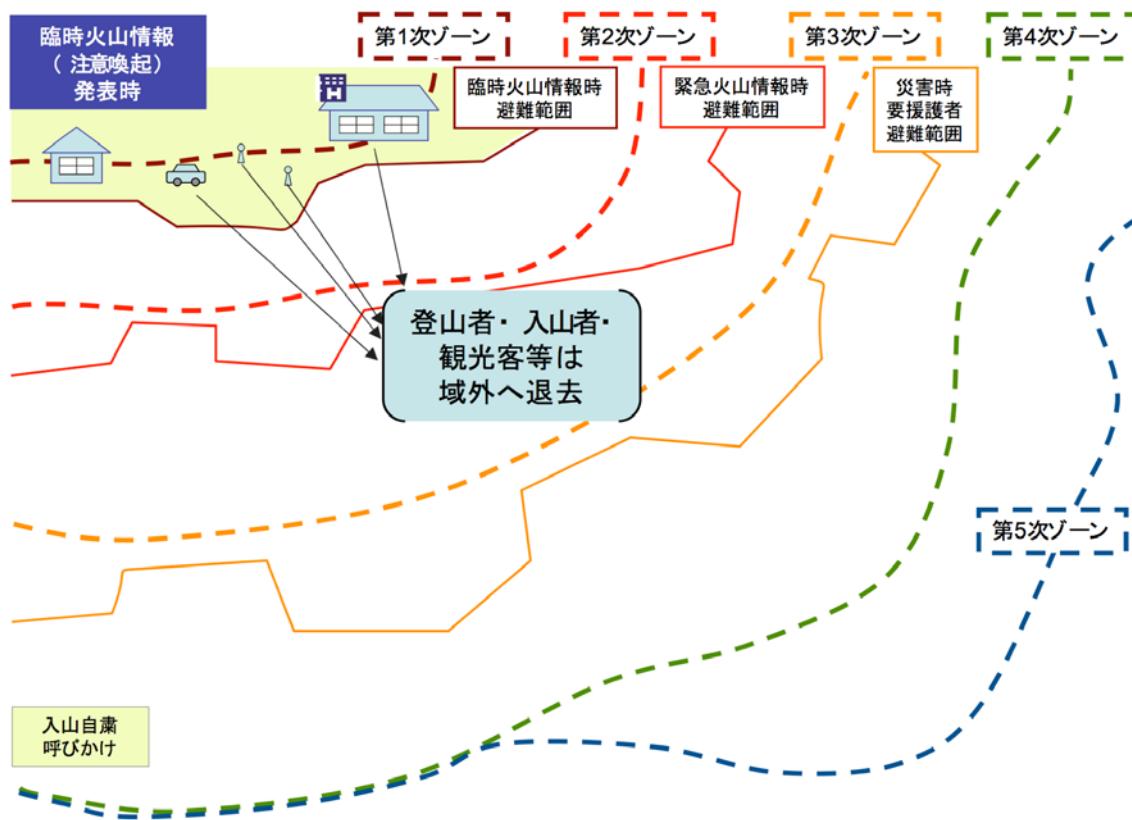


図 1-5 入山自粛呼びかけ体系

1-2-2 実施体制

(1) 登山口等における交通規制

市町村は、入山自粛措置に伴う登山口等の交通規制を行う箇所について、あらかじめ定めておく。

各道路管理者は、臨時火山情報（注意喚起）が発表された場合、必要に応じて、警察署、消防署（消防団）と連携し、主要登山口を閉鎖し、登山道の通行止め措置を講じる。

(2) 入山自粛に関する情報伝達・広報

県・市町村は、入山自粛の対象地域（臨時火山情報時避難範囲）付近の林道及び一般道において、自粛呼びかけの実施箇所をあらかじめ定めておく。

臨時火山情報（注意喚起）が発表された場合、市町村は、有線電話の活用により山小屋への情報伝達を行い、登山者・入山者へ入山自粛（早期下山）を呼びかける。また、特に林道等が集中している地域（北西部山麓、南西部山麓等）において、警察署、消防署（消防団）と連携し、立て看板の設置や巡回を行い、登山者・入山者へ入山自粛を呼びかける。さらに県は、警察署と連携し、一般道の要所への立て看板設置により入山自粛を呼びかけるほか、より広く呼びかけるために、可能な範囲でヘリコプター等を活用した広報も行う。

(3) 対象地域内の住宅（居住者）及び観光施設等（事業者）への対応

市町村は、あらかじめ対象地域内の観光協会、観光施設及び宿泊施設への情報伝達系統の整備を図る。

臨時火山情報（注意喚起）が発表された場合、市町村は、対象地域内の居住者・事業者に対し、防災行政無線、広報車等により「今後の防災情報に注意して下さい」等の呼びかけを行う。また、対象地域内の観光施設など不特定多数の人が集まる集客施設（以下「観光施設等」）に対し、入山自粛呼びかけの広報活動を依頼する。

この場合、対象地域内の観光施設等は、施設内の一時滞在者に対し、入山自粛呼びかけの広報を行う。また、以後も平常どおり営業を継続する場合は、施設利用者への情報伝達を確実にする体制（従業員の配置、広報車等の出動準備、情報伝達機器の起動準備）を立ち上げるとともに、輸送車両の確保等緊急時の避難に関する準備を開始する。

(4)周辺住民等への広報

臨時火山情報（注意喚起）が発表された場合、市町村は、防災行政無線、広報車等により、市町村全域において入山自粛呼びかけの広報を行う。また県は、地元報道機関（TV、ラジオ、新聞各社）に対し報道を依頼し、入山自粛呼びかけについて住民等への周知を図る。

さらに、国、県、市町村は、旅行会社、鉄道・バス等の旅客輸送関係事業者、道路管理者等に対し、入山自粛に関する情報発信を依頼する。

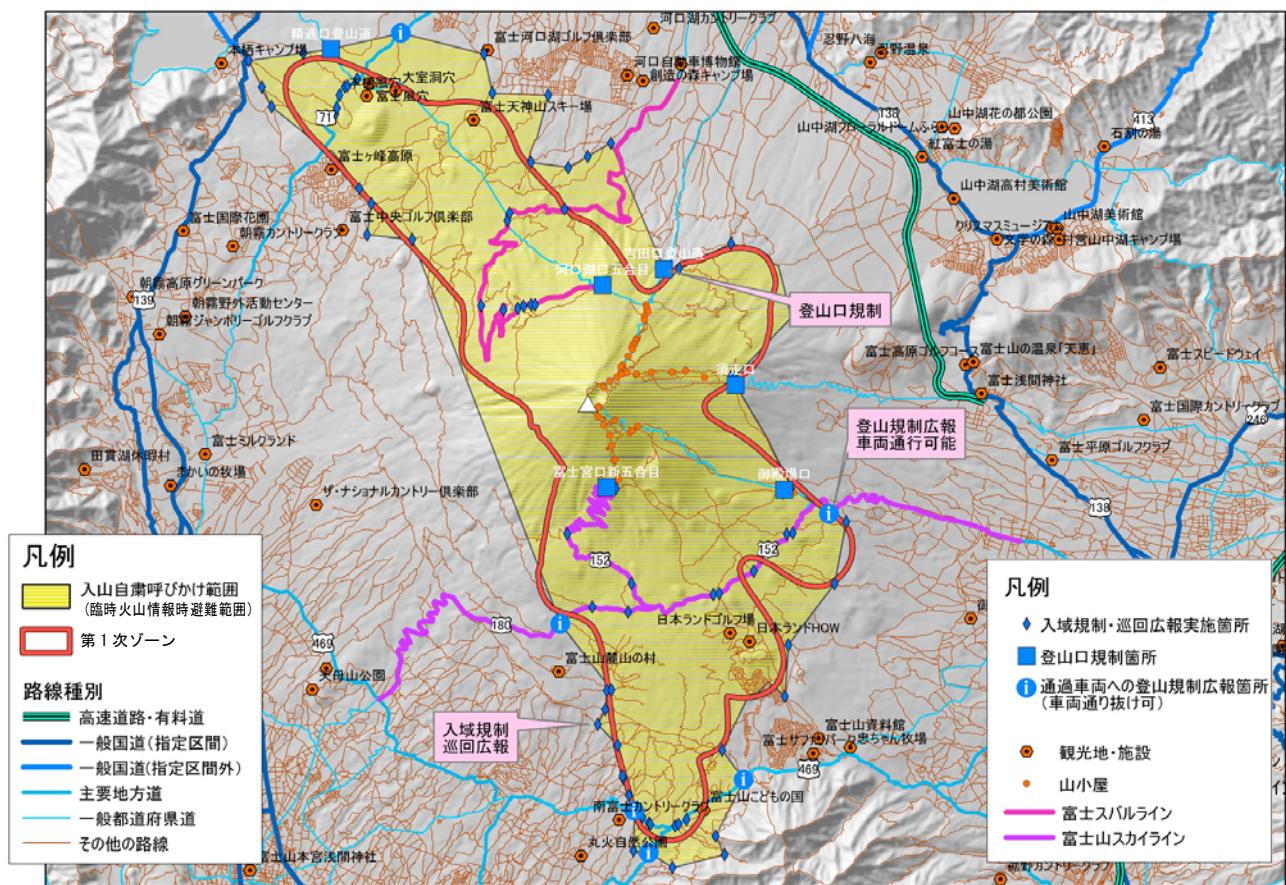


図 1-6 入山自粛呼びかけ範囲（臨時火山情報時避難範囲）（案）と登山口の分布状況

図 1-6 入山自粛呼びかけ範囲（臨時火山情報時避難範囲）（案）と登山口の分布状況

1-3 観光客等帰宅促進

1-3-1 実施基準と対象範囲

観光客等に対する帰宅促進の実施基準及び対象地域は、以下のとおりとする。

実施基準	対象地域	市町村の対応
臨時火山情報 (噴火の可能性) 発表時	臨時火山情報時避難範囲	避難勧告（または指示）
	災害時要援護者避難範囲	避難準備（要援護者避難） 情報に基づく観光自粛（帰宅）呼びかけ
緊急火山情報 発表時	緊急火山情報時避難範囲	避難勧告（または指示）
	災害時要援護者避難範囲	避難準備（要援護者避難） 情報に基づく観光自粛（帰宅）呼びかけ

帰宅促進の対象者は、対象地域内を主たる居住地としていない一時滞在者とする。具体的には、登山者・入山者をはじめ、当該地域に観光など不要不急の目的で立ちに入る人を対象とする。

1-3-2 観光客等の誘導体制

(1) 情報伝達・広報

市町村は、観光客等への情報伝達・広報のため、宿泊施設、観光施設・別荘等管理事務所等に同報系戸別受信機の配備を促進する。また、別荘地等管理事務所は、あらかじめ利用者との非常時の連絡網等の整備を図る。

臨時火山情報（噴火の可能性）や緊急火山情報が発表され、観光客の帰宅促進を行うに当たって、市町村は、広報車、防災行政無線、ホームページ、広報誌、新聞への折り込みチラシ、地域の回覧板等の手段により、広報を行う。また、避難勧告（または指示）や避難準備（要援護者避難）情報などを地元観光協会、関連の観光事業者（宿泊施設、観光施設、ゴルフ場等）に伝え、観光客の避難や帰宅促進・観光自粛の対応実施を呼びかける。これらの広報・呼びかけに当たっては、火山の活動状況、今後の見通し、道路通行止めの箇所、迂回ルート等の関連情報を合わせて提供する。

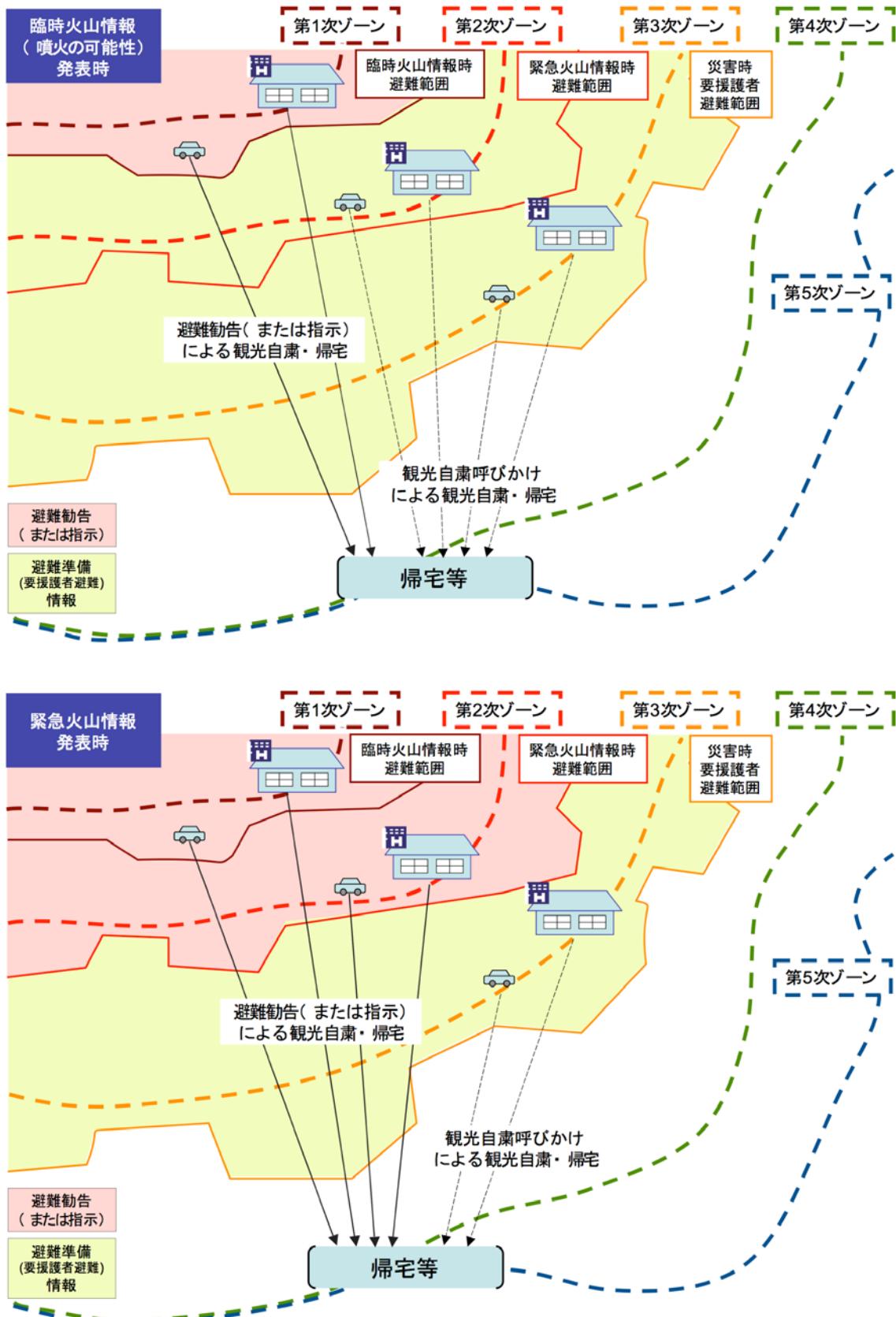


図 1-7 観光客等帰宅促進の体系

県は、地元報道機関（TV、ラジオ、新聞各社）に対し、観光客帰宅促進・観光自粛に関する報道を依頼する。国は、国内及び海外に向け、富士山周辺地域の観光自粛を広報する。その際、必要以上に観光自粛の範囲が拡大しないよう留意する。

さらに、国、県、市町村は、旅行会社、鉄道・バス等の旅客輸送関係事業者、道路管理者等に対し、富士山周辺地域の観光自粛に関する情報発信を依頼する。また、観光客帰宅促進・観光自粛に関連のある観光事業者は、あらかじめ定めた手順に基づき、宿泊客や施設利用者に対する情報提供を実施する。

(2) 観光客の誘導

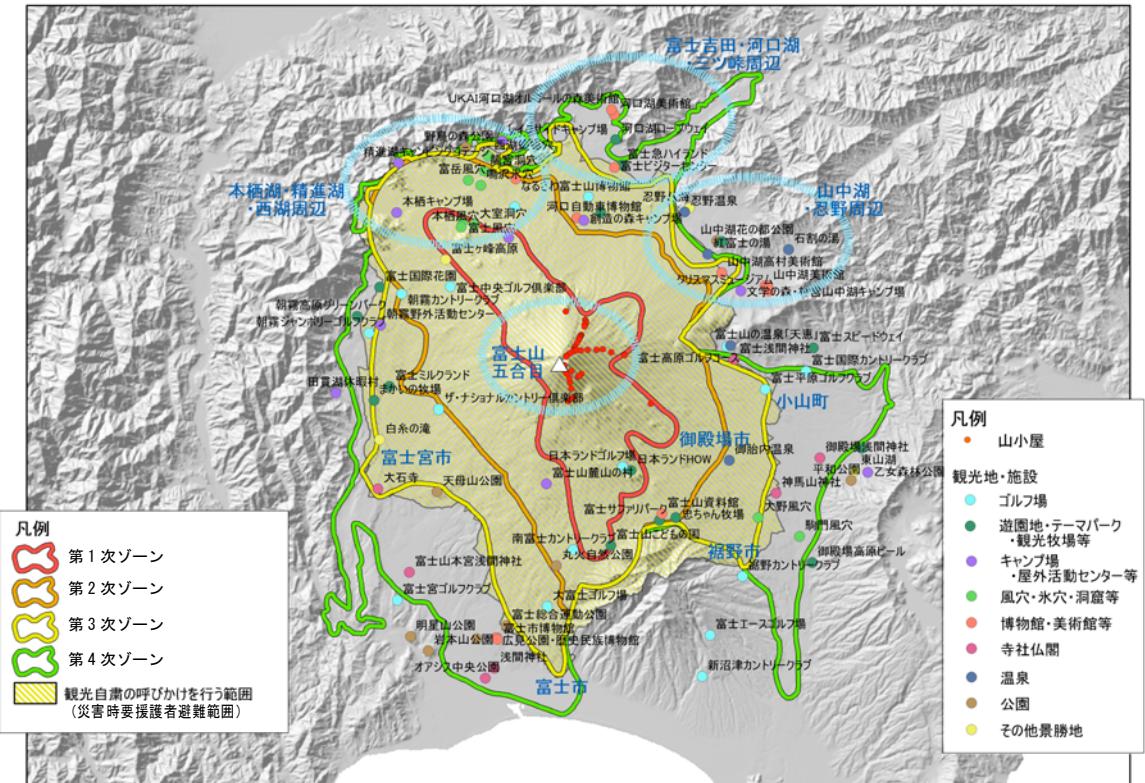
観光客等の誘導のため、観光事業者は、あらかじめ避難誘導計画を策定し、非常時の対応に関する従業員教育の実施を図るとともに、防災マップ等を主要施設に常備する。また県、市町村は、富士山火山防災対策に関する観光事業者等を対象とした講習会等を実施する。さらに、県、市町村、観光事業者は、あらかじめ、富士山噴火災害を想定した観光客の避難誘導訓練等を実施する。

観光客の誘導に当たり、県、市町村、観光協会は、観光施設、宿泊施設等が講ずる観光客対応について支援するとともに、道路交通機関情報等の提供、輸送手段の確保等を行う。

県、市町村は、多数の観光客の帰宅促進に向け、バス事業者への定期バス等の臨時増便の要請を行う。

観光協会は、臨時火山情報（噴火の可能性）が発表された場合、体制を整え、観光客の避難・帰宅状況について各施設から情報を収集し、市町村に報告する。

観光施設、宿泊施設等の管理者（事業者）は、施設利用者、宿泊者に対して避難勧告（または指示）または避難準備（要援護者避難）情報に伴い観光の自粛が呼びかけられていること、災害時要援護者避難範囲の外への退避（帰宅）が必要なことを伝え、道路交通機関情報についても提供する。



※観光施設は「平成 14 年度富士山火山防災対策基本計画策定検討業務報告書」(富士砂防事務所)に基づく

※山小屋は「山と渓谷 7 月号増刊富士山 2004」(山と渓谷社)に基づく

図 1-8 観光施設の分布 と ゾーン区分

1-4 一般住民の噴火前避難

1-4-1 実施基準と対象範囲

一般住民の噴火前避難の実施基準及び対象範囲は、以下のとおりとする。

実施基準	対象地域	市町村の対応
臨時火山情報（噴火の可能性）発表時	臨時火山情報時避難範囲	避難勧告（または指示）
	災害時要援護者避難範囲	避難準備（要援護者避難）情報
緊急火山情報発表時	緊急火山情報時避難範囲	避難勧告（または指示）
	災害時要援護者避難範囲	避難準備（要援護者避難）情報

1-4-2 避難先・避難方法等

臨時火山情報（噴火の可能性）発表時及び緊急火山情報発表時の、一般住民の噴火前避難における避難先は、第3次ゾーン（噴火前）より外側とする。また避難方法については、以下のとおりとする。

- ・臨時火山情報（噴火の可能性）発表時における避難は、一時集合場所まで徒歩で集合した後にバス等の車両を用いて集団避難することを原則とするが、対象人口が比較的少なく、また避難距離が比較的大きいことから、自家用車による直接避難も勘案するものとする。
- ・緊急火山情報発表時における避難は、避難人口が比較的多く道路の渋滞が懸念されることから、原則として一時集合場所まで徒歩で集合した後にバス等の車両を用いて集団避難するものとする。

国、県は、噴火前避難における避難所開設・運営にかかる費用負担のあり方について、検討するものとする。

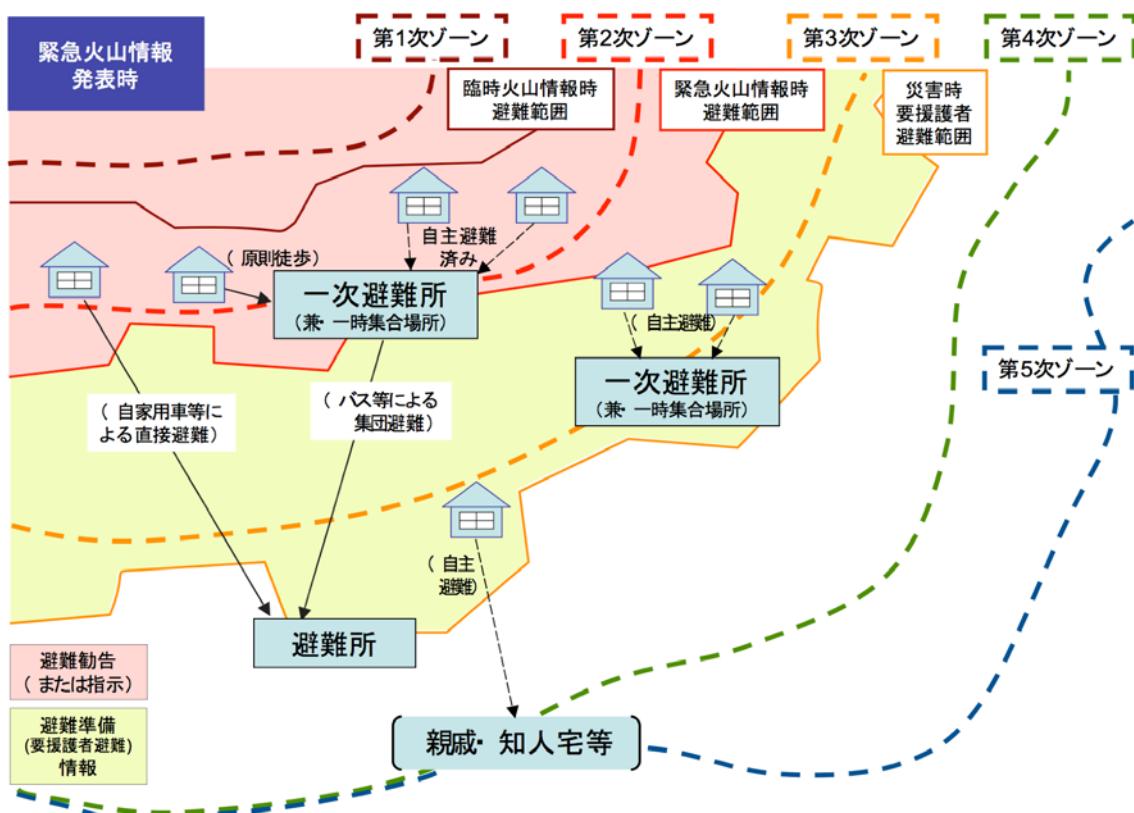
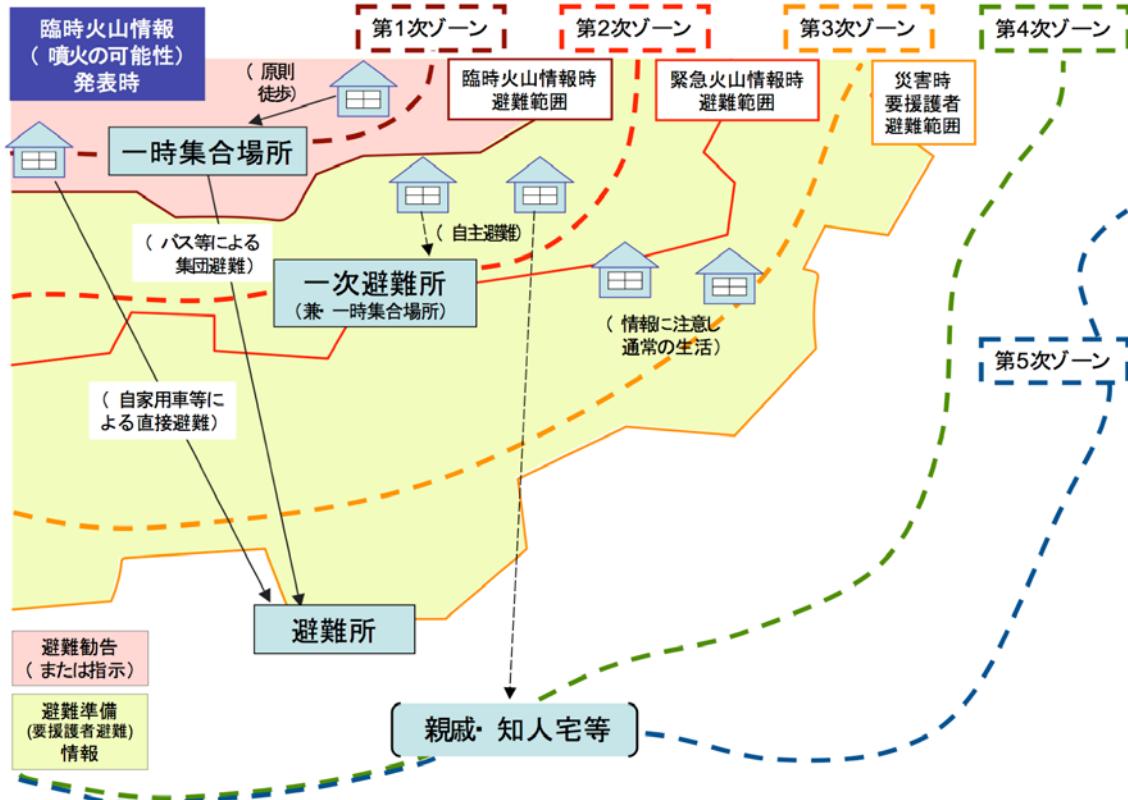


図 1-9 一般住民の噴火前避難の体系

1-4-3 実施体制

(1) 情報伝達・広報

市町村は、広報車、防災行政無線等の手段により、一般住民に対し避難の実施または避難準備を呼びかける。特に、臨時火山情報（噴火の可能性）発表時における避難準備の呼びかけに当たっては、噴火前避難範囲により、以下のように呼びかけ内容を区別し、広域にわたる混乱の発生を防止する。

臨時火山情報（噴火の可能性）発表時における
「避難準備（災害時要援護者避難）情報」の呼びかけ内容

対象範囲	一般住民への呼びかけ内容	備考
緊急火山情報時 避難範囲	今後、避難勧告（または指示）の出される可能性があるので、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始。	（災害時要援護者への呼びかけ） 特に避難行動に時間を要する方は、計画された避難所への避難行動を開始。
災害時要援護者 避難範囲	即座に危険が迫るおそれは少ないでの、通常の生活を継続しつつ、市町村等の発表する今後の情報に注意。	同上

情報伝達・広報に当たっては、自主防災組織や消防団の協力を仰ぐ。また、広報車や広報活動のための人員派遣等については、必要に応じて県、警察、消防等にも応援を要請する。

さらに市町村は、一般住民の噴火前避難の実施状況を把握し、報道機関やホームページ等を通じて公表する。また、避難者情報の把握にも努め、避難者の同意を得て公表する。

県は、地元報道機関（TV、ラジオ、新聞各社）に対し、一般住民の噴火前避難に関する報道を依頼する。また、県、市町村は、インターネットを活用し、避難広報を行う。

(2) 避難所等の受入れ体制

市町村は、ハザードマップを踏まえ、避難所、一次避難所及び一時集合場所をあらかじめ設定する。施設の選定に当たっては、大型車両の駐車スペースの確保にも配慮するとともに、避難が長期化する可能性などを踏まえてホテル・旅館等の宿泊施設の積極的活用も検討し、これら宿泊施設との間に事

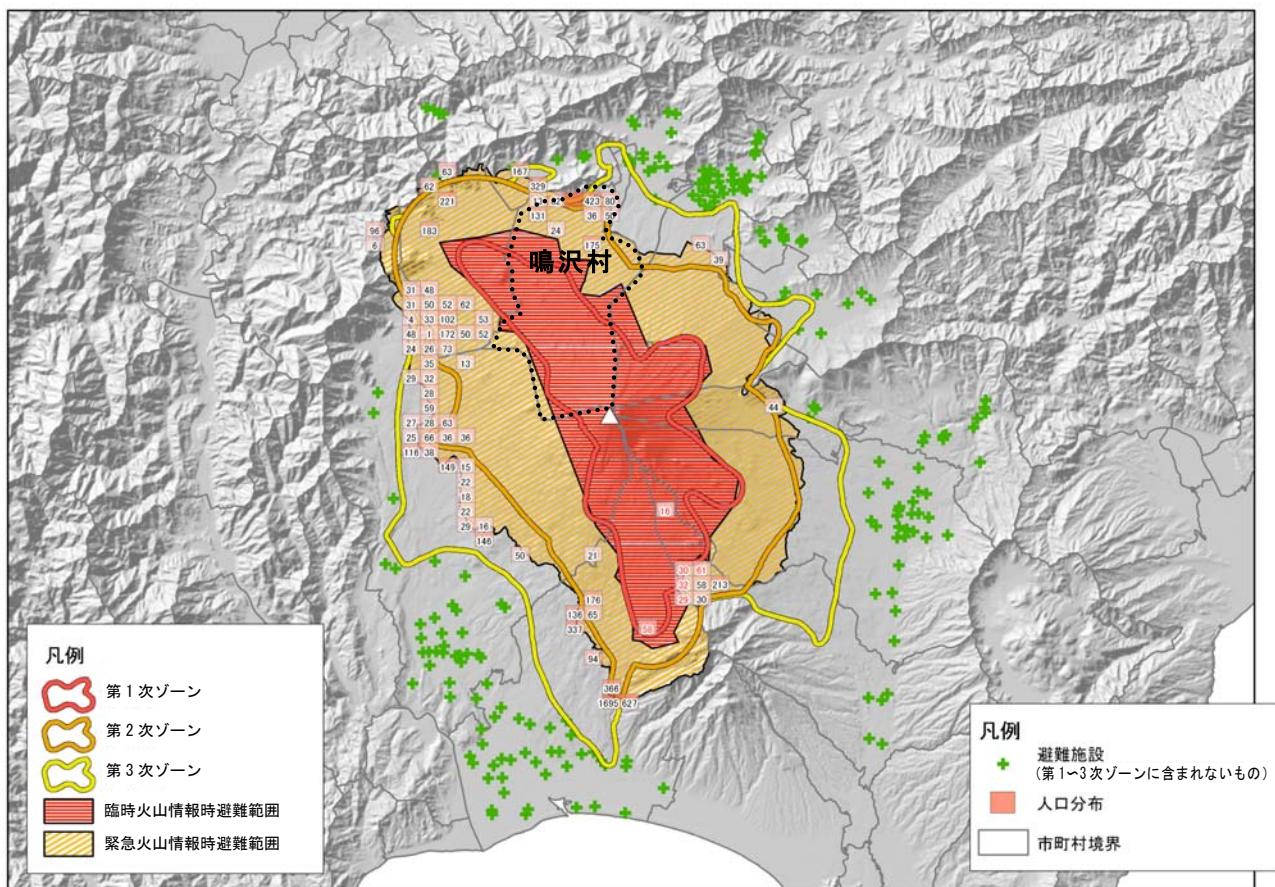
前協定を締結する。また、県、市町村は、他市町村に避難先が及ぶ場合を想定して、各市町村とあらかじめ避難所に関して協議を行う。

一般住民の避難実施に当たり、市町村は、第3次ゾーン（噴火前）より外側のあらかじめ定めた場所に職員を派遣し、避難所を開設する。

(3) 噴火前避難者の把握

市町村は、あらかじめ防災マップ等により避難範囲について住民に周知を図るとともに、市町村と避難所（他市町村も含む）との情報連絡系統・体制の整備を図る。

また、一般住民の避難に当たっては、各避難所において避難者の把握を行い、市町村災害対策本部において避難者情報をとりまとめる。



※避難施設は各市町村の「地域防災計画書」から抽出（平成10年度、内閣府調べ）。

※図に示す「臨時火山情報時避難範囲」及び「緊急火山情報時避難範囲」は、道路、河川等の地形地物の線を用いて作成（仮定）したものであり、今後、地域の実態に応じた市町村の検討が必要。

図1-10 一般住民噴火前避難者数と避難施設の分布

(4) 輸送手段・輸送路の確保

市町村は、災害時の避難者輸送を迅速に実施するため、あらかじめ一時集合場所、予想避難者数、避難先・避難ルート等について検討し、県やバス事業者等との調整を図り、「避難者輸送計画」の策定を進める。また、バスの調達確保に関して市町村とバス事業者の間で事前協定を締結する。

これらの計画作成及び事前協定の締結に際し、出動手順として「火山情報発表時の自動出動（要請を待たない出動）」を検討する。

また、バスの必要台数の検討に当たっては、避難に自家用車を使用する世帯もあることを勘案する。

臨時火山情報（噴火の可能性）が発表された場合、バス事業者等は「避難者輸送計画」に基づき、出動体制を準備し、協定先の市町村にその準備状況を報告する。

市町村は、バス事業者に対しバスの出動を依頼する。

事前協定において火山情報発表時の自動出動が定められた場合は、市町村からの要請を待たずに出動し、一時集合場所に集まった住民を避難所へ輸送する。

(5) 残留者の把握・救出

一般住民の噴火前避難に当たり、市町村は、各避難所において避難者情報を集約するとともに、残留者・行方不明者の発生している区域を特定し、県に報告する。

これに基づき、県現地災害対策本部は、自衛隊、県警、市町村、消防署と協議し、残留者救出班を編制・対応する。

1-4-4 自主避難者への対応

(1) 対応方針

市町村は、避難準備（要援護者避難）情報により、一般住民に自主的に避難する者（自主避難者）が発生する可能性があるため、自主避難者の受入れを行う。また自主避難者は親戚・知人宅や自ら確保した宿泊施設において避難することも考えられるため、可能な限り自主避難者の行き先の把握に努める。

(2) 自主避難者の受入れ

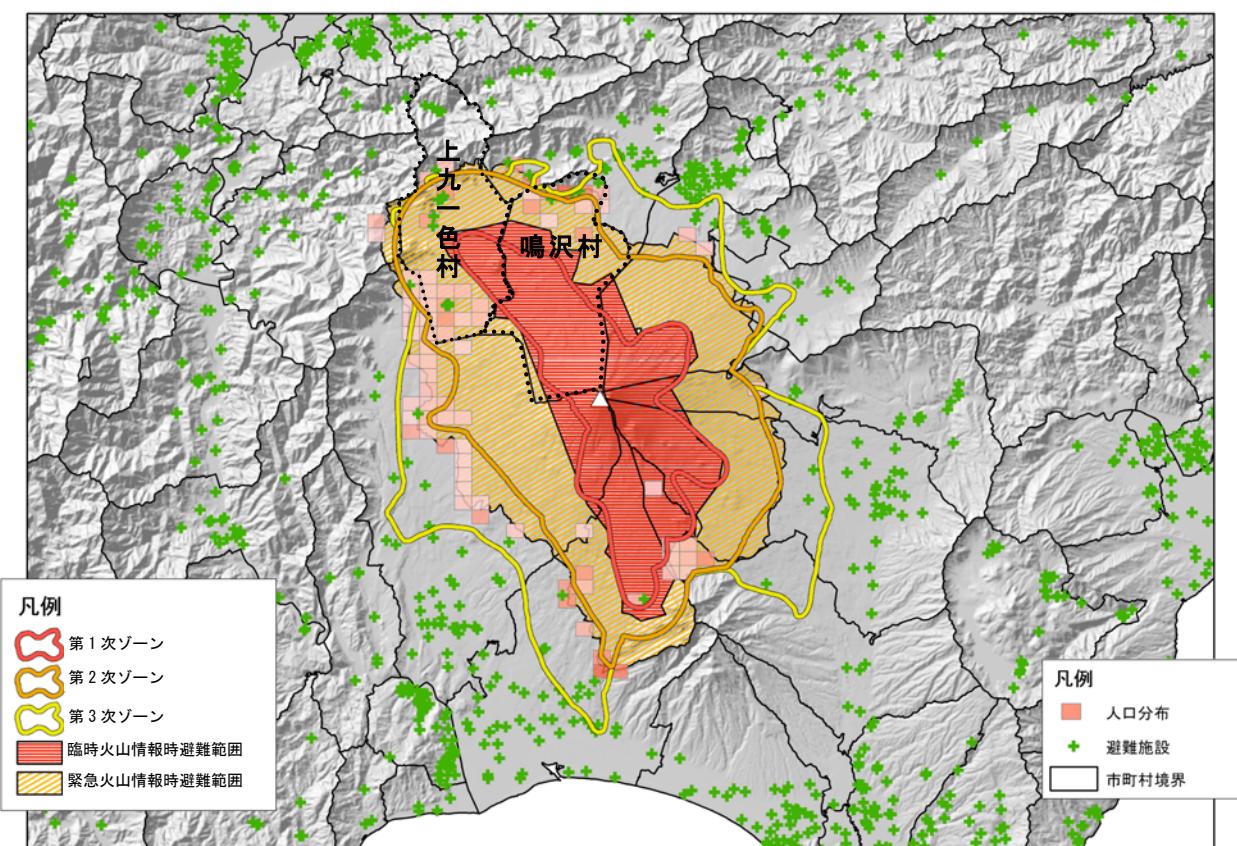
臨時火山情報（噴火の可能性）が発表された場合、市町村は、緊急火山情報時避難範囲及び災害時要援護者避難範囲の避難所に職員を派遣し、自主避難者のための一次避難所として開設する。

(3) 自主避難者の把握

市町村は、一般住民の自主避難受入れに当たり、一次避難所において自主避難者の把握を行い、市町村災害警戒本部において自主避難者情報をとりまとめる。

上記の自主避難者情報の把握に備えて、あらかじめ市町村役場と一次避難所との情報連絡系統の整備を図るとともに、以下の対応について住民に周知を図る。

- ・自主避難の際には近隣に声をかける。
- ・親戚・知人宅への避難の際には、一次避難所の市町村職員や自主防災組織（町内会等）役員等にその旨を申し出る。



※避難施設は各市町村の「地域防災計画書」から抽出（平成10年度、内閣府調べ）。

※図に示す「臨時火山情報時避難範囲」及び「緊急火山情報時避難範囲」は、道路、河川等の地形地物の線を用いて作成（仮定）したものであり、今後、地域の実態に応じた市町村の検討が必要。

図 1-11 自主避難者の発生予測と避難施設の分布